

議案第16号 朝霞市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

こども・健康部保育課

1 改正趣旨

子ども・子育て支援法及び内閣府令で定められている「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」が改正されることから、当該改正に合わせて、本条例を改正するもの

2 主な改正内容

第1条関係 民法の「子の懲戒」に関する規定の削除に伴い、「子の懲戒に関する施設管理者の権限濫用の禁止」に関する規定を削除

第2条関係 子ども・子育て支援法第19条について、2項建てから1項建てになることに伴い、「第19条第1項」としている文言を「第19条」に改正

3 施行年月日

第1条関係 公布の日

第2条関係 令和5年4月1日

4 根拠条文

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）

担当

こども・健康部保育課保育係

電話 463-2836